

公的統計の整備に関する基本的な計画の別表の検討状況等

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分（本検討会の検討事項）

番号	1
項目	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 エ 四半期推計に関する諸課題
具体的な措置、方策等	○毎月勤労統計調査について、 ①常用労働者が5人から29人の事業所の調査における標本替えの工夫による所定内給与等の断層の解消、 ②離職事由を「解雇、退職」、「転勤」等に分離すること等による企業の退職者比率の把握、 ③退職金の調査を検討する。
実施時期	①については、平成25年度までに結論を得る。 ②③は平成24年度までに実施済。
平成25年度中の検討状況又は進捗状況等	<p>① 標本替えを工夫するには、標本替えの頻度を増やすか、調査継続期間を延長する必要があるが、その場合、調査経由機関の都道府県や調査対象者に負担を強いることとなる。</p> <p>このため、推計方法の工夫として、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方策について、有識者の検討会において検討を行った。当該検討会の報告書によれば、</p> <p>イ) 所定内給与の前月比のうち、標本替えの要因は全体の10%程度の寄与であり、継続サンプルの所定内給与の変化要因よりも小さいため、いわゆる「断層」の主要因は季節性とみなせる</p> <p>ロ) 新規に調査を開始するサンプル群の賃金は、継続群よりもやや低いとのことである。</p> <p>なお、イ)の標本替えの要因が全体の変動の10%程度含まれることについて、当該検討会の報告書では、標本替えの前後で約2/3の標本が継続することを利用して、推定値の安定性を高める計算方法が提案された。</p> <p>その方法は、脱落したサンプルを、同一母集団から質的に等価なサンプルで補充する場合に、脱落サンプルの特性値を活用して推計値を補正するものである。</p> <p>一方、毎月勤労統計調査では、5～29人事業所は新設・廃止が多いため、それに伴うサンプルの陳腐化を抑えるために、1年半の調査期間の後、最新の新設・廃止を反映した母集団からの標本に標本替えを行っているところであり、陳腐化によるバイアスが懸念されるサンプルを新設・廃止によるバイアスのないサンプルで置き換えている（この陳腐化バイアスは、報告書の記載においては「新規に調査を開始するサンプル群の賃金は、継続群よりもやや低い」という形で現れている）。標本替え時における、前月比の一定程度の変動は、この陳腐化バイアスを取り除くことにより生じると考えられる。</p> <p>したがって、報告書で提案された、調査終了（脱落）サンプルを用いた補正を行うことは、推定の際の、バイアスのないサンプルの比重を下げることにより、標本替え前後の推定値が滑らかに接続されることに寄与するが、標本替え後も陳腐化バイアスを保持してしまうという点で、採用するのに適当でないと考えられる。</p> <p>以上のことを踏まえ、総合的に検討した結果、いわゆる「断層」の主要因は季節性であること、また報告書で提案された推計値の安定性を高める計算方法を採用するのは新規サンプルを活用するという観点から適当ではないため、現行の推計方法を変更する等の対応は必要ないとの結論に至った。</p>

番号	1
<p>統計法第55条第1項に基づく報告 (施行状況報告) 内容及びこれまでの厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容</p>	<p>【平成21年度統計法55条報告】</p> <p>平成21年度は、四半期推計上の問題点を整理するとともに、関係する調査における対応可能性について検討を行った。(詳細は下記を参照)また、外部有識者の意見を伺う場として「厚生労働統計の整備に関する検討会」を発足し(平成22年4月27日)、今後、対応を検討する。</p> <p>「各課題の検討状況」</p> <p>①標本替えを工夫するには交代の頻度を増やすか継続調査期間を延長する必要があるが、その場合、調査対象者や経由機関の都道府県に負担を強いることとなる。このため、推計方法の工夫、ARIMAモデルを用いたデータ補正、標本設計の見直しなど、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方法について検討しているところ。</p> <p>②退職事由は、平成元年まで分離して調査していたが、パートタイム労働者の人数を調査事項に追加する際に記入者負担の削減を図って調査をとり止めた。こうした経緯も踏まえれば、調査事項の追加には別項目の削減が欠かせないが、適当な項目が見当たらない。一方、雇用動向調査では、半年ごとに事業所における減少労働者数を「離職した者」と「同一企業内への転出者等」に分けて把握している。また、労働経済動向調査では四半期ごとに調査を実施している。このような既存調査を改変して対応することも視野に入れながら、検討しているところ。</p> <p>③退職金支払額は事業所単位では把握していないケースが想定され速報性を維持したままでの対応策は見出せていない。</p> <p>【第2・3回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】</p> <p>①標本替えを工夫するには、標本替えの頻度を増やすか、調査継続期間を延長する必要があるが、その場合、調査経由期間の都道府県や調査対象者に負担を強いることとなる。このため、推計方法の工夫として、季節調整のARIMAモデルを用いたデータ補正の手法・アメリカ労働統計局が採用しているWDLT方式等、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方策を検討している。</p> <p>②雇用動向調査と労働経済動向調査の統合の検討に置いて、調査項目のスクラップ&ビルドの観点で見直しを進めたが、二調査とも現在の調査項目で必要な調査項目が多いことなどから、両調査の統合ではなく、現行の雇用動向調査の上半期・下半期の調査票の中で、四半期別の離職労働者数を把握する方向で検討している。</p> <p>③毎月勤労統計調査において退職金を調査することについては、退職金支払額は事業所単位では把握していないケースが想定され、現在の速報性を維持したままの対応は困難である。本項目がGDP四半期推計(QE)において求められていることを踏まえ、②において対応することを検討している。</p> <p>【第5回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】</p> <p>①標本替えを工夫するには、標本替えの頻度を増やすか、調査継続期間を延長する必要があるが、その場合、調査経由機関の都道府県や調査対象者に負担を強いることとなる。このため、推計方法の工夫として、季節調整のARIMAモデルを用いたデータ補正の手法・アメリカ労働統計局が採用しているWDLT方式等、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方策を検討している。</p> <p>②企業の退職者比率の把握については、関係統計の調査項目のスクラップ&ビルドの観点で見直しを進めた結果、平成23年より雇用動向調査において、四半期別の離職者数を把握することにより、対応することとした。</p> <p>③退職金支払額は事業所単位では把握していないケースが想定され、速報性の観点からも毎月勤労統計調査における対応は困難である。なお、国民経済計算の退職金総額と②の退職者比率を利用して、四半期ごとの退職金総額が推計可能と考える。</p>

番号	1
<p>統計法第55条第1項に基づく報告（施行状況報告） 内容及びこれまでの厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容※</p>	<p>【平成23年度統計法55条報告】</p> <p>①標本替えを工夫するには、標本替えの頻度を増やすか、調査継続期間を延長する必要があるが、その場合、調査経由機関の都道府県や調査対象者に負担を強いることとなる。このため、推計方法の工夫として、季節調整のARIMAモデルを用いたデータ補正の手法・アメリカ労働統計局が採用しているWDLT方式等、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方策を検討している。</p> <p>②企業の退職者比率の把握については、関係統計の調査項目のスクラップ&ビルドの観点で見直しを進めた結果、平成23年より雇用動向調査において、四半期別の離職者数を把握することにより、対応することとした。</p> <p>③退職金支払額は国民経済計算の退職金総額と②の退職者比率を利用して、四半期ごとの退職金総額が推計可能のため、退職金についての調査は予定していない。</p> <p>【平成24年度統計法55条報告】</p> <p>①標本替えを工夫するには、標本替えの頻度を増やすか、調査継続期間を延長する必要があるが、その場合、調査経由機関の都道府県や調査対象者に負担を強いることとなる。このため、推計方法の工夫として、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方策について、有識者の検討会において検討を行った。</p> <p>②退職者比率の把握については、平成2年の毎月勤労統計調査の改正において新たにパートタイム労働者について調査を行うこととした際に調査負担に配慮して廃止した経緯があり、現時点でもパートタイム労働者の把握は退職者の把握より重要であると考えため、毎月勤労統計調査において、退職者の把握は予定していない。なお、関係統計の調査項目のスクラップ&ビルドの観点で見直しを進めた結果、雇用動向調査において、四半期別の離職者数を把握することとし、平成23年度調査から実施している。</p> <p>③退職金は、退職時の事業所から支払われるものとは限らず、支払い形態も複雑であることから、毎月勤労統計調査において、毎月、事業所に対して調査することは困難であるため、退職金についての調査は予定していない。</p> <p>①については、有識者の検討会において検討を行っており、当該検討結果を踏まえ、平成25年度までに結論を得る予定。 ②③については、平成24年度までに実施済。</p> <p style="text-align: right;">※重複回答は統合。</p>

公的統計の整備に関する基本的な計画の別表の検討状況等

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分（本検討会の検討事項）

番号	2
項目	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備
具体的な措置、方策等	○国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。
実施時期	平成25年調査の企画時期までに結論を得る。
平成25年度中の検討状況又は進捗状況等	<p>・平成23年に実施を検討していた試験調査については、財政事情により概算要求に盛り込まれなかったため、平成25年調査で実施することはできなかった。</p> <p>・第Ⅱ期基本計画案では、引き続き「試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する」（平成28年調査の企画時期までに結論）とされたが、平成26年に実施を予定していた試験調査については、財政事情により実施することは困難である。そのため、試験調査に代わる方法として以下を検討中である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全自治体を対象とした一斉アンケート調査の実施 2 調査協力機関へのヒアリング 3 平成20年度試験調査結果の活用 4 有識者検討会における上記結果の分析、検証、評価
統計法第55条第1項に基づく報告（施行状況報告）内容及びこれまでの厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容※	<p>【平成21年度統計法55条報告及び第1回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度は、外部有識者による「国民生活基礎調査の新体系構築に関する研究」（平成19～21年度）を行った。 ・今後は、研究結果を踏まえ、対応の可能性を検討し、試験調査の実施を検討する。 <p><試験調査スケジュール></p> <p>平成22年度 まとまった研究結果を踏まえ、調査票の設計等の検討開始。試験調査について、実施案検討、予算要求、総務省の承認申請。</p> <p>平成23年度 試験調査の実施。試験調査の結果を踏まえ、標本規模の拡大等、平成25年調査に向けた見直しについて結論を得る。</p> <p>平成24年度 平成25年調査（本調査）について、総務大臣への承認申請（統計委員会対応を含む。）。</p> <p>平成25年度 本調査（大規模調査）の実施。</p> <p>【第3・5回厚生労働統計の整備に関する検討会報告内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度は、外部有識者による「国民生活基礎調査の新体系構築に関する研究」（平成19～21年度）を行った。 ・平成22年度は、平成23年に実施を検討していた試験調査については、財政事情により概算要求に盛り込まれなかった。このため、平成25年調査で実施することは困難な状況である。 今後、平成28年調査で標本規模を拡大すること等について検討する。 <p>【平成23・24年度統計法55条報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年に実施を検討していた試験調査については、財政事情により概算要求に盛り込まれなかった。このため、平成25年調査で実施することは困難な状況である。 ・今後、平成28年調査で標本規模を拡大すること等について検討。 <p style="text-align: right;">※重複回答は統合。</p>